



CONTENTS

I Special Contribution

法学部・法科大学院での教育活動を振り返って	吉田美喜夫	2
-----------------------	-------	---

II Sabbatical

ワシントン DC での在外研究を終えて	市川 正人	4
院生に戻った気分でー ハーバード大学大学院言語学科での研究ー	藏藤 健雄	6
カンガルー、だけじゃない。	森久 智江	7

III My Book

『不法行為法における割合的責任の法理』	石橋 秀起	9
『行政強制と行政調査』	須藤 陽子	10

IV Ceremony

第9回平井嘉一郎研究奨励賞授与式	小松 浩	12
第12回天野和夫賞授与式	小松 浩	13

V Departure

感謝と再出発	張 悦	14
私に、立命があってよかった	徐 文海	15

VI Study Group

研究会		17
-----	--	----

Special
Contribution

特別寄稿

法学部・法科大学院での教育活動を振り返って

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio



いよいよ定年を迎えることになった。判例によれば、定年は合理的な制度とされているし、実際、65歳ともなれば若い人と交代すべきだと思えるようになったので、素直に定年を受け入れることにした。1981年、産業社会学部に助教授として採用されて以来34年間の教員生活であった。その間に実に様々なことを経験してきたが、それをこの小文で余すところなく記すことは不可能である。そこで、「ゼミ」を切り口にして、プロゼミ（基礎演習）、ゼミ（専門演習）、そして法科大学院の自主ゼミに関して、いくつかのことを記しておきたい。

プロゼミは1963年に制度化されたから、科目としての寿命は相当長い。私は、本学法学部の出身であるから、プロゼミを履修した。私が学生であったころは1年間の授業であったが、その後、半年間になった。他方、私の時代には、1クラス60名であったが、今日、35名にまで改善されている。用いる教材も、それぞれの時代で苦勞して先生方が自主的に作成されてきた。そのようなエネルギーをプロゼミに向けるのは、それだけ大事な科目だからである。法教育が開始された今日でも、新入生を学問としての法学に導く課題の重要性に変わりはなく、ここでの教育がその後の学習に大きく影響する。これからも工夫を凝らしながら、学部として法学の課題と学生の変化に向かい続けてほしい。

ところで、プロゼミを長く担当してきて思い出に残るのは、「飲み会」の変化である。私の学生時代も未成年の飲酒は法律上禁止されていたが、1回生の間に飲酒を伴うコンパ

を何度も開いた。居酒屋の2階で開かれたコンパでは、ビールを飲んで出窓から放尿する学生がいても、下の階から「誰だ、小便する奴は！」と怒鳴られて終わりという寛容さのある時代であった。私は、たばこの煙は嫌いであるが、お酒は好きな方であるから、1回生に入学してきた学生と一緒にビールを飲むことが毎年の楽しみの一つであった。しかし、本学に有名なタレントが入学してきたことをきっかけとして、また全国的にも飲酒事故が多発する中で、法令遵守の立場から1回生のプロゼミでのアルコールを伴う飲み会は行われなくなった。それでも、ウーロン茶を飲みながら焼肉を食べるのも結構いけるものだと感じるだけの教育者としての自覚が私にも備わってきたように思う。

次は、ゼミの思い出である。私の学生時代は2年間であったから、実に密度の濃い交流の場になった。1年間になると、あっという間に終わってしまう感じである。この条件の下で学生の交流を深める機会としてはゼミ旅

行が重要である。私は、毎年、ゼミの始まる4月段階からゼミ旅行の実施を呼びかけ、心づもりをしてもらうことにしてきた。費用の準備が必要だからである。そして、4月に決めておいた委員を中心に、6月くらいから企画について相談を開始する。私がタイを勉強していることから、どこへ行きたいかというテーマで議論すると、最初の候補地はタイになる。しかし、さらに議論を重ねると、タイが消えて台湾、九州、四国、瀬戸内海へとだんだん近いところが候補地になり、ついには琵琶湖近辺で落ち着くというパターンを繰り返してきた。しかし、5年ほど前、初めて沖縄が候補地となった。周知のように、沖縄を観光で回ろうとすると交通手段で悩むことになる。学生は費用と利便性を考えてレンタカーを利用する方法を選択した。私は、交通事故のことが心配であるから賛成しかねたが、学生の事情を考慮して承諾した。私は20年以上自動車通勤をしてきたから運転に慣れているが、学生にそのような条件があるかどうか分からない。沖縄を3台の車で回る間中、交通事故への不安が頭を占領し、楽しさが半減した。幸い、今年の沖縄旅行はミニバスを借



2014年度ゼミ旅行：美ら海水族館

り切ってくれたので、快適この上ない旅行となった。ゼミ旅行に関して残念な思い出は、2013年度の場合である。何回かの議論を経て行先が広島、宮島、尾道に決定され、夏季休暇の終わりのころ、具体的には9月16日から18日まで2泊3日のゼミ旅行が計画された。最初の夜にはバーベキューも予定していた。ところが、折しも台風18号が接近し、大学に近いところでは嵐山が洪水に見舞われるほどの大雨になった。そして、バス会社から出発当日の早朝に中国道が通行止めで運行できないという連絡があり、ついにゼミ旅行を中止することになった。自然災害が理由であるからやむを得ないが、残念この上なかったの



2014年度ゼミ旅行：沖縄首里城

で、9月20日に「残念会」と称してコンパを実施した。

以上は学部のことであるので、最後に、法科大学院について記しておきたい。2004年度から法科大学院がスタートした当時、一体何をどのように教えたらいかが悩む毎日であった。何とか授業が成立したのは、当時のロースクール生の多くが旧司法試験の受験勉強で鍛えられていたからである。難なく双方向の形式での授業を行うことができた。しかし、段々とそれが困難になり、講義形式が中心になってしまった。それでも、300人～500人という規模での学部の講義で苦勞してきたものとしては、40人程度という規模は夢のような条件であった。ST比が教育条件において重要な要素であることを痛感した。法科大学院では講義だけを担当したので、「ゼミ」としては自主ゼミに限られる。前期の講義が終わ

ると、後期に2週間に1度というペースで自主ゼミを開いてきた。院生が仲間内で数名のグループを作り、ゼミの開催を要請してくる。それに応じるという形式である。グループが複数になることもあった。過去問の答案を事前にメールで送ってもらい、添削した答案を素材に議論するという形式をとった。このようなゼミに参加してくれた院生の合格率は平均より格段に高かった。しかし、最近は、自主ゼミを開くだけの余裕のない院生が増えてきた。法科大学院の改革の課題は重い。

まだ定年がはるか先の先生方には、本学法学部と法科大学院の教育と研究の発展のために尽力していただくことをお願いしたい。

(よしだ みきお・労働法)

外留報告

Sabbatical

ワシントンDCでの在外研究を終えて

市川 正人 *ICHIKAWA Masato*

2013年9月から2014年9月までの1年間、本学の在外研究制度でワシントンDCのアメリカン大学ロースクール(Washington College of Law)において客員研究員として在外研究に従事しました。アメリカン大学ロースクールにて在外研究を送るのは2回目でしたが、本学法科大学院の提携先であり、友人も多い同ロースクールにおいて、大変有意義かつ楽しい在外研究生活を送ることができました。

その間、本学法科大学院、法学部の憲法のみなさんには授業のフォローなどでお世話になりました。さらに、私が渡米した直後に本

学で開催された日本公法学会総会については、総会幹事でありながら参加できませんでしたが、駒林良則教授を初めとする公法の皆さんのご協力でつつがなく開催できました(本ニューズレター76号掲載の駒林教授の「日本公法学会第78回総会開催報告」参照)。遅まきながら、この場を借りて公法の皆さんにお礼申し上げる次第です。

私の研究テーマは「裁判所による憲法判断の方法とその効果」でしたが、主としてアメリカ合衆国最高裁判所の最近の判例を素材として、裁判所による憲法判断の方法(文面審査、適用審査、合憲限定解釈といった狭義の

憲法判断の方法だけでなく、立法事実の検証や違憲審査基準を含む)と憲法判断の結果(法令違憲、適用違憲、合憲)との関連の研究を進めました。特に、2013年10月から始まった2013年開廷期については、正式審理に基づく全72判決をチェックしました。こうした作業は、ネット時代の今日、日本にいても可能ですが、実際には、在外研究中で時間があるからこそできたわけです。また、そうした諸判決について、本学に客員教授として来られたことがある Stephen Vladeck 教授(憲法)、Jeffrey Lubbers 教授(行政法)を初めとするアメリカン大学ロースクールの先生方の意見をすぐに聞くことができたのも、貴重な経験でした。こうした研究の成果の一部は、昨年11月末に開催された関西アメリカ公法学会で報告しており、「保守化の中のアメリカ合衆国最高裁－2013年開廷期の判決から－」として立命館法学「吉田美喜夫教授特別記念号」に掲載されることになっています。

また、アメリカン大学ロースクールでは、各セメスター1コマの授業に出席しました。特に2014年春学期に聴講した Vladeck 教授の Federal Courts は、アメリカのきわめて複雑(怪奇?)な連邦司法制度の理解を深める

ことができ、アメリカの司法権について研究をしてきた私にとって、たいへん有意義なものでした。テンポがよく、精力的で cheerful なこの授業は、たいへん新鮮で刺激的でした。

さらに、本学の教員を中心に最高裁研究を進めてきた(科研・基盤研究(B)「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」)こともあり、アメリカ合衆国最高裁判所とわが国の最高裁判所との比較研究を行い、わが国の最高裁判所による積極的な違憲審査権行使をもたらすための条件、改革案についても研究を進めました。とりわけ、帰国直後の日本公法学会第79回総会(2013年10月18・19日。中央大学多摩キャンパス)において「憲法判例の展開－司法制度改革以降を中心に－」について報告することとなったため、日本の憲法判例の分析にも時間をとりました。

なお、在外研究中に初めての概説書である『基本講義 憲法』(新世社)の校正をし、帰国とほぼ同時に刊行しました。外国での校正作業には困難もありましたが、本学法科大学院助教の坂田隆介君の手助けで無事終えることができました。

ここまで書いてくると研究ばかりしていた



ゲチスバーグ演説記念碑にて

かのですが、もちろん American Life も堪能し、「命の洗濯」もできました。留学を終えると「この成果を活かして研究を進めたい」と決意するのに、なかなかままならないというのが常です。今回も帰国後、学会報告やら研究会報告やらに追われ、一段落したら副総長就任ということになってしまいました

た。研究上は厳しい状況になりますが、今回の在外研究の意味が「命の洗濯」だけになってしまわないよう努力したいと考えています。

(いちかわ まさと・憲法)

外留報告

Sabbatical

院生に戻った気分で — ハーバード大学大学院言語学科での研究 —

藏藤 健雄 *KURAFUJI Takeo*

2013年9月から2014年9月までの約1年間、米国マサチューセッツ州ケンブリッジのハーバード大学大学院言語学科に客員研究員として滞在した。大学教員になって16年目で初めてのサバティカルリブであり、16年前に大学院生として留学していた時以来の長期米国滞在であった。留学生時代は、駐車場に停めておいた車に隣家の朽ちた巨木が倒れてきたり、アパートの下階の独居老人の部屋から火が出たりと、いろいろなハプニングに見舞われたが、今回の滞在では、尿管結石でのたうちまわった以外は、特にネタになるようなことはなかった。ただ、12~3年前に前任校で教えたことがあるかつての学生にポーター駅にある食料品店で声をかけられたのは、小さいながらもうれしい出来事だった。

研究機関としてハーバード大学を選んだのは、ミーハーな気持ちも少しはあったが、やはりジェナロ・ケルキア教授の存在が大きい。ケルキア教授は、私の博士論文指導教授の博士論文指導教授であり、私の博士論文の外部査読者でもあるので、今回客員研究員としてスムーズに受け入れて頂くことができた。

自分の研究以外では、ハーバードとMITの大学院の授業を学期中毎週聴講しに行った。参加した授業は、ケルキア教授のものも含めて、自分の研究テーマにずばり合致する内容ではなく、むしろ今までやや敬遠していた（が、近年非常に熱い議論が沸き起こっている）領域のものであったので、授業についていくため久しぶりに院生になった気分で予習に励んだ。院生時代同様、消化不良の部分も多いが、得るものも多かった。特に、授業を通じて、院生との（とりわけ授業外での）ディスカッションは刺激的で時間の経過を忘れるほど楽しかった。



ハーバード大学大学院言語学科の院生と

滞在中コネチカット大学で開かれた学会に参加した際、日本語に詳しいステフオン・カウフマン教授がおられたので挨拶に行くと、こちらのことを承知してくださっており、「サバティカルでいるのならその間にトークをしに来ませんか」ということになり、春学期の授業が終わる5月半ばにコネチカット大学で研究の一端を発表することができた。また、その直後に、台湾で開催された学会でポスター発表をする機会に恵まれた。



国立精華大学（台湾）でのポスター発表

最後の夏には、わずかな時間であるが母校の恩師を訪ね、食事をしながらじっくりこちらの現在の研究をきいていただくことができた。終わってみれば、あっと言うまであったが、実り多きリープであった。

最後にこの場をかりて、立命館大学法学部のみなさま、特に語学系の先生方のご配慮、ご協力にお礼申し上げます。

（くらふじ たけお・理論言語学、英語）

Sabbatical

外留報告

カンガルー、だけじゃない。

森久 智江 MORIHISA Chie

朝、トラムの高い鐘と車輪の軋みを聴きながら、City から続く Swanston 通り沿いの家を出て、イギリス入植時からある古いビクトリア調の建物と、あまりに斬新でデコラティブな近代様式の建物が並立する景色を抜けて、Lincoln Square の中、緑の葉が生い茂り過ぎて頭の重そうな健康優良樹の下で、読書にふける人、電話をする人、ただぼんやりとする人を横目に通り過ぎ、お気に入りのコーヒESHOP（ここはお金と引換にトランプカードを渡されて、受渡口に設置された、医療、文化、社会、環境の各領域のBOXにカードを入ると、購入金額の一部が当該領域

に寄付される）でラテを買って研究室への階段を上がる。エレベーターは5階までしかなく、私の研究室のある6階には、1階分の螺旋階段を上がらなければならない。この、1階分の余剰が、オーストラリアらしい、と毎朝思う。

2013年9月からの一年間、オーストラリア・メルボルン大学の Faculty of Arts, the School of Social and Political Sciences において、犯罪学、中でも犯罪をした人の社会復帰について、意欲的な研究をされている Stuart Ross 博士のご支援の下、客員研究員として在外研究を行う機会を得た。多様な裁判所はもちろん、

検察、警察、刑務所、保護観察所や、民間の支援団体、様々な組織に所属する研究者だけでなく、独立して刑事司法に関与する研究者も含め、多くの機関と人にご助力を戴き、主に、障がいのある犯罪行為者の適正な刑事手続のあり方や、具体的な支援の実際について知る、貴重な経験と出会いを得た一年だった。

オーストラリアが多民族国家であり、多文化共生を謳っていることは周知の事実である。実際に彼の地に立つと、「ここにいることに違和感のない私」に気付いてその意味を実感する。自宅の裏手にはイタリア料理店が立ち並ぶイタリア人街、少し行くと中華街にギリシャ人街、また別の方向を目指せばベトナム人街と、170の民族が暮らすこの国には、「空気を読む」などということがそもそも不可能な文化的背景の差異が存在する。それは対人コミュニケーションの差異のみならず、休暇の取り方や勤務時間といった労働のあり方、家族関係のあり方、食事の採り方等々、生活のあらゆる面での差異を意味する。そして、その差異を許容するための基盤を、白豪主義を否定してからの数十年、オーストラリ

アは一步步築いてきたのである。あたかも建物の1階分を増築して、その階段を昇ることを厭わない、そんなことを繰り返してきたように思える。それは、刑事司法制度において、犯罪の原因に対応することを第一とする、ここ数年の試行錯誤の積み重ねにもその痕跡が感じられる。

大学では留学生の受け入れに尽力してきたことで、メルボルン大学でも在生のおおよそ4割が留学生であり、中でもインドネシア、タイ、ベトナム、韓国、中国等からの学生が増加しているという。彼らにとって、たとえ学費や生活費が高くとも、活きた英語や学問が身に付き、多文化であることが（少なくとも社会的には）「当たり前」であるオーストラリアは、比較的生活しやすい環境なのであろう。日本に行ったこともあり、日本文化が大好きだという留学生の友人数名に「日本に住んでみたいと思う？」と訊いたことがある。答えは一律に「No」である。「遊びに行くには素晴らしいけど、生きるには向かない国」、そんな彼らのイメージを即座に覆せるだけの決定的材料を、日本人の私は残念ながら有していなかった。

日本の中で、1階分の階段を上げるだけの余裕を持てるために、私にできることを考え、それを実行していくことが、きっとあのときの「答え」になる。そう思いたい。

最後に、このような機会を戴いたみなさまに、心より感謝申し上げます。

(もりひさ ちえ・刑事訴訟法、犯罪学)



フィリッパ島野生動物保護区にて、ワラビーと。

『不法行為法における割合的責任の法理』

石橋 秀起 ISHIBASHI Hideki

このたび、立命館大学法学叢書第18号として、『不法行為法における割合的責任の法理』を刊行することができた。同書の刊行にあたり出版助成をいただいた立命館大学法学会に、まずはお礼を申し上げたい。

本書は、民法不法行為法のうち、原因競合における割合的解決について検討を行うものである。この問題に関しては、交通事故における素因減責や、公害・環境訴訟における割合的責任など、個別の事例を念頭においた優れた論文が多数公表されている。そうしたなかであって、本書は、それらの事例にまたがる統一的な損害分配ルール構築を目的とする点において、一定の学術的意義をもつと考えている。

ここで、本書の結論を紙幅の許すかぎりで示すと、次のとおりとなる。

実体法上、原因競合における割合的解決が正当化される場面としては、①義務違反を起点とする因果関係（違法性連関）の存否が不明のケース、②行為を起点とする因果関係が妥当するケースのうち「被害者側の択一性」が問題となるケース、③行為を起点とする因果関係が妥当するケースのうち後続侵害の帰責（危険性連関）について微妙な判断が要求されるケース、の計3タイプが考えられる。一方、裁判例においては、これらのほか、④行為を起点とする因果関係（「事實的」因果関係）の存否不明を理由に割合的解決を行うものもある。しかし、この④の解決は、証明責任にもとづく解決とのあいだで緊張を孕んでおり、実体法上の根拠を見出せるかどうかについて、困難な問題を生じさせる。



立命館大学法学叢書第18号

『不法行為法における割合的責任の法理』

石橋秀起著 法律文化社

2014年5月 ¥6,600+税

以上のうち、①と②は、ドイツ法の議論を概観するなかで得られたものである。わが国とは異なり、ドイツでは、原因競合を理由にして割合的解決を行う裁判例は多くはない。しかしその一方で、学説においては、わが国以上に割合的解決の正当化に関する議論が盛んに行われている。これは、割合的解決を行う裁判例が多数報告されるなか、学説においては個々の事案の解決を個別的に正当化する議論ばかりが前面に出るという、わが国の状況とは対照的である。そこで、本書は、両国の法制度の違いをふまえつつ、わが国の裁判例を読み解くための手がかりとして、ドイツ法の議論を参考にした。

一方、③は、わが国の一部の学説が主張している割合的判断を一般化したものである。後続侵害の帰責につきその評価困難を理由として割合的解決を導くことは、被害者保護のさらなる前進をもたらすといえる。したがって、この一部の学説の見解は、不法行為法の一般理論として、明確な位置づけを与えられるべきであろう。

周知のとおり、不法行為法は、条文数に比して適用対象たる社会的事実があまりに多様であるため、個々の条文につき、豊かな解釈論を用意しておくことが望まれる。本書が約300ページを費やして行ってきたことも、条

文との関係では、民法709条のうちの因果関係論や賠償減額論に関するものとなる。こうした条文の背後にある解釈枠組みは、新たな事案の登場にともない、精緻化され、組み替えられる可能性をひめている。その意味において、本書が描いた衡量枠組みは、いまだ完成されたものとはいえないだろう。

原因競合における割合的解決は、院生時代からのテーマであるが、本書の刊行は、これまでの研究の一里塚にすぎない。したがって、裁判例の動向には今後とも十分に注視していきたいと考えている。

(いしばし ひでき・民法)

自著紹介

My Book

『行政強制と行政調査』

須藤 陽子 SUTO Yoko

「戦後の立法者は代執行を行政上の義務履行確保手段の基本とし、直接強制を忌避して刑事罰による間接強制を用いることとした」と、現代の行政法教科書に記されている。それは学界においていつの頃からか「定説」化したのが、しかし長きにわたってその「定説」に自縛されているかのように、新しい研究は現れず、「強制」の仕組みについて、立法と行政実務は硬直状態にあった。本書のテーマは、著者がこの「定説」に対して学生時代に抱いた「うまく納得できない」「なぜ直接強制を忌避するのだろうか」という漠然とした疑問に根差したものであり、その疑問を著者自身が解くように展開されている。

現実には、行政上の義務違反に対する刑事罰はまったく機能していない。また、戦後に制定された多くの法律には、行政調査の権限を犯罪捜査のために与えられたものと解して



立命館大学法学叢書第19号

『行政強制と行政調査』

須藤陽子 著 法律文化社

2014年6月 ¥4,800+税

はならないとする条文が置かれている。行政調査を経ずに刑事手続に至ることは考え難い。もっぱら刑事罰によって義務履行を図るつもりなら、立法者は刑事罰を科すことを制約することにつながるような条文を、なぜ置いたのだろうか。

そういった疑問を長い時間をかけて（20年あまり）考えてきたが、疑問を解くキーワード「警察権の分散」を得たのは、併行して取り組んでいた比例原則研究を初心に帰って警察法理論の視点から眺め、警察官職務執行法に規定された比例原則の意義を再考したときであった。

行政法学において、「もはや警察法ではない」と言われるようになって久しい。しかし、これまで学界では、ドイツ警察法における警察権の分散が紹介されることはあっても、わが国における「警察権の分散」の作用法的意味が論じられたことがない。本書を手にとってくださる方々の関心は、おそらく、直接強制と代執行の異同、直接強制と即時強制の異同、即時強制と行政調査の関係を論じた部分にあると思われるが、著者自身は、わが国の警察法理論における「警察権の分散」を作用法的意味から論じる機会が来ることを、心待ちにしていたのである。

本書は、わが国の「強制」の仕組みの画期となった占領期に着目し、「定説」を覆そうと試みたものである。著者は最初から立法史、学説史を辿る実証的研究をしようとしたわけ

ではない。学界では比較法研究の手法が主流であり、また、行政法学では戦前と戦後の理論に断絶がある。本研究も比較法研究からスタートしている。しかし、直接強制について30年以上の長きにわたり研究がなく、比較法の対象となるドイツ法にも研究上の蓄積が見られなかったため、占領期に遡る研究手法をとらざるを得なかったのである。

国立公文書館に幾度も足を運び、紙が劣化した公文書の綴りを慎重にめくるたび、この研究手法ではたして良いのかと、自問自答した。誰もやらないことをやるには勇気がある。本書を著して、学問における勇気の大切さを実感した次第である。

（すとう ようこ・行政法）



Ceremony

授与式報告

第9回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

第9回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が、2014年5月30日（金）、朱雀キャンパス多目的室にて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和15年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を収め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、石野達也氏（立命館大学法学研究科博士課程前期課程研究コース1回生）、渡部大氏（立命館大学法学研究科博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コース2回生）、山本和輝氏（立命館大学法学研究科博士課程前期課程研究コース2回生）、長谷川美裕氏（立命館大学法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程2回生）が受賞した。



授与式では、川口清史学長から祝辞と各受賞者への賞状が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式終了後、朱雀キャンパス7階TAWAWAにて受賞者と関係者による茶話会が催された。

（法学研究科長 小松浩）



Ceremony

授与式報告

第12回天野和夫賞授与式

2014年12月1日（月）、「第12回天野和夫賞授与式」が衣笠キャンパス至徳館において開催された。

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とするものである。

今回受賞した受賞者およびその受賞論文は以下のとおりである。「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」として、竹本信介氏「『行政学』から戦後日本外交を考える——プラグマティズム・アブダクション・民主主義——」、張悦氏「中国大陸および台湾における民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——」の2名が受賞した。また、「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」として、東恒氏「租税法における海外事業体の法人該



当性の判断基準——米国デラウェア州 LPS を題材として——」が受賞した。なお、「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」については、本年度は、残念ながら、該当者なしとなった。

授与式では、川口清史学長から受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長 小松浩）



出発

Departure

感謝と再出発

張 悦 ZHANG Yue

私は、2010年9月に立命館大学法学研究科に留学生として入学し、出口雅久先生及び田村陽子先生、佐上善和先生の下で民事訴訟法を専攻として勉強しておりました。2013年10月に法学博士の学位が授与され、その後、帰国し、同年12月に遼寧大学法学部の専任講師として着任することとなりました。

立命館に通った三年間は今までの人生の中で一番素晴らしい経歴だと思います。この三年間には、法学部、法学研究科の先生方をはじめ、法学研究科共同研究室の先輩・後輩などの多くの方々のお世話になりました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

出口雅久先生は、見ず知らずの私に留学するチャンスを与え、出口先生の受け入れがなければ立命館に留学することはできませんでした。そして最初に京都に来た時、先生は私が寝具など何も持っていないと聞いて、わざわざ自宅から布団などを取って私の住所に送ってくださいました。その時の心の中の感動は一生忘れません。

日本に来たばかりのとき、どのように日本で生活し立命館に留学したらよいかさっぱりわかりませんでした。そのさっぱり感到に困っていた時、法学研究科の先輩の張挺さんが、「二宮周平先生の家族法ゼミに参加しませんか。二宮先生をはじめ、ゼミの先輩も後輩もみんな優しいですよ」と誘ってくれました。こうして、私は「二宮ゼミ」のゼミ生になりました。二宮先生のゼミで、初めて日本人とよい友達となって、初めて日本風の飲み会に参加して、初めて日本語で発表して……いろいろな「初めて」を経た後、だんだん日本の



生活に慣れるようになりました。

どの程度まで日本法を勉強するか、どのように博士論文を展開するかについて非常に悩んでいた時、田村陽子先生が私の博士論文の指導の先生になりました。週一回の論文指導が二年半続きました。田村先生は私にとって恩師であり友達でもあります。

私の博論は「民事執行」という債権回収方法を巡って展開されたものです。樋爪誠先生の一对一の「民事執行・保全法」という授業は、私に深く影響を与えました。先生は「民事執行法は冷たい法律ですが、債権者の債権を回収すると同時に、いかにして債務者の利益を保護することができますか」という問題を私に投げかけ、考えさせました。この問題は私の博士論文の中核問題になり、今もずっと研究しております。

博士課程後期課程在学中に、台湾へ短期留学する機会を得ました。1ヶ月ほどの台湾大

学法律学院への留学では、許士宦先生からいろいろ研究資料および博士論文に対するアドバイスをいただきました。非常に感謝しています。

京都は私の一番好きな都市です。いま時々夢の中で、衣笠キャンパス、金閣寺および平

野神社の桜を見ることがあります。

「大学の研究者は、魅力あふれる仕事です」と言われて、私はこの仕事が好きです。

立命館からの再出発、優秀な研究者を目指し、これからも続けて頑張ります。

(ちょう えつ・民事訴訟法)

Departure

出発

私に、立命があってよかった

徐 文海 XU Wen Hai

大晦日の夜にテレビ中継を通して紅白歌合戦を観ました。見た途中、思わず京都の姿が目の前に浮かびました。別れてからわずか2ヵ月間なのに、京都の人々、物事が恋しくなりました。

充実した3年間の博士生活を立命館大学で過ごし、2015年1月より上海同济大学法学部の助理教授として着任いたしました。今日を迎えることができたのは、衣笠の皆様の日頃からのご支援、ご協力のおかげです。

とりわけ、二宮周平先生と渡辺千原先生より、熱心で親切なご指導をたくさんいただきました。二宮先生と知り合ったきっかけは、先輩の張挺さんからの誘いで、先生の家事法自主ゼミに参加したことです。そこで、事例研究という研究方法を初めて学び、先生の温厚な人柄とユーモアに感銘しました。家族法が専門である二宮先生は、私の論文をよりよく指導するために、仕事が大変忙しいにも関わらず、貴重なお時間を割いて中国法を勉強してくださいました。二宮先生は、たまには眠らなくてもいいスーパーマンと思いました。二宮先生が私の論文の主旨と構造に注目する一方、渡辺先生が論文の論点及び書き方の指導に重点を置いてご指導くださいまし



た。日本語が上手ではない、そして声が大きく頑固な私に対して、先生たちはいつも微笑んで最後まで私の話を聞いてくださって、私にふさわしいアドバイスをしてくれました。二人の先生のおかげで、徐文海らしい、徐文海の望んだ論文が出来上がりました。先生たちに対する感謝の気持ちは、いくらいくら言っても足りません。

そのほかに、温かく迎えてくれた受入教授の出口雅久先生、日本民事訴訟法を教えてくれた田村陽子先生、そして貴重なご意見を賜った佐上善和先生、山本忠先生、湯山智之先生、望月爾先生、吉田慶子先生に厚くお礼を

申し上げます。先生たちが支えつづけてくださったおかげで、私は勇気を持って前に進むことが出来ました。日頃は、法学部事務室の津久井さん、岩渕さん、法学部共同研究室的佐藤さん、吉見さんに大変お世話になりました。本当にありがとうございます。また、法学研究科共同研究室では、先輩の張小寧さん、中村悠人さん、金子博さん、松倉治代さん、金成恩さん、大西貴之さん、張挺さん、張悦さん、そして後輩の中村菜々さん、王一晨さん、李娜さん、上羅翔太さん、孫文さんと接することで、知識と視野を広げることができました。皆さんと一緒に過ごした楽しい学生

時代が私にとって、何にも代えがたい思い出と財産です。

日本に、京都があつてよかった。私に、立命があつてよかった。母校と第二故郷への思いと誇りをもって、新しい人生に一步を踏み出しました。これからは、恩師の二宮先生と渡辺先生のような優れた研究者そして教育者になれるよう、怠けず一生懸命頑張ります。立命館大学と同済大学の法学研究の発展、そして両校の友好交流に力を尽くしたいと思っています。

(じょ ぶんかい・民事訴訟法)



■法学部定例研究会：

- 14年7月5日 商法研究会：渡邊博己氏「反社会的勢力を主債務者とする信用保証協会保証とその解消をめぐる民法法理」、道野真弘氏「(判例報告) 取締役および監査役の対第三者責任について (大阪地判平成24年6月7日金融商事判例1403号30頁、大阪高判平成26年2月27日金融商事判例1441号19頁)」
- 14年7月11日 博士論文公聴会：石橋秀起氏「不法行為法における割合的責任の法理」
- 14年7月23日 博士論文公聴会：徐文海氏「訴訟と調停の連携―一日中比較を通じて―」
- 14年7月30日 第5回ランチタイム法政研究会：村上剛氏「ヘイトスピーチ規制法の成立要因～オーストラリア各州の事例比較から～」
- 14年9月6日 商法研究会：清水円香氏「社債の引受決定と取締役の善管注意義務 (さいたま地判平成23年9月2日金判1376号54頁)」、品谷篤哉氏「〔判例研究〕取締役解任の株主総会決議に取消事由となる召集手続の違法があるとして、決議の効力停止仮処分決定が相当とされた事例 (名古屋高決平成25年6月10日判例時報2216号117頁)」
- 14年9月12日 税法研究会：犬飼久美氏「退職金課税の研究」
- 14年9月19日 国家・大学間関係と大学の自治の制度設計研究会：Hans-Peter Marutschke氏「ドイツにおける大学規制改革と大学の自治」、横山恵子氏「イギリスにおける大学規制改革と大学の自治」、中島茂樹氏「日本における大学構造改革と大学の自治」
- 14年9月25日 第1回民事法研究会：中谷崇氏「銀行と顧客との間で固定金利と変動金利を交換してその差額を決済するという金利スワップ取引に係る契約を締結した際に銀行に説明義務違反があったとはいえないとされた事例」
- 14年10月1日 立命館大学 EU 研究会 コンラート・アデナウアー財団共催特別講演会：Gerhard Fasol 氏「Japan's Energy Efficiency a European Viewpoint and Opportunities for Cooperation」、Paul Midford 氏「Renewable Energy Development in Europe: the Case of Scandinavia」
- 14年10月4日 商法研究会：中村康江氏「会社法における事実上の取締役の責任」、岸本雄次郎氏「普通預金および総合口座の定期預金に対する客観説の適用の可否」
- 14年10月7日 第1回公法研究会：大下英希氏「刑法における自救行為の研究―譲渡担保債権者による目的物の不承諾引揚げと自救行為―」
- 14年10月9日 RiCKS 特別研究会「ヘイトスピーチとレイシズムを問う―日本の社会と教育現場の有り方から」：多田一路氏「大学における政治的にセンシティブな問題と学問の自由―私がしている憲法の授業―」
- 14年10月20日 比較司法制度研究会：Hanns Prütting 氏「民事訴訟による真実と正義？」
- 14年10月21日 国際地域研究所 EU プロジェクト講演会：Ferdinand Wollenschaeleger 氏「The EU Charter of Fundamental Rights and Its applicability to the Member States」

- 14 年 10 月 24 日 第 2 回民事法研究会：中村康江氏「企業の健全性確保と経営者の適格性」
- 14 年 10 月 31 日 第 3 回民事法研究会：中山布紗氏「民法 94 条 2 項の第三者保護法理—フランス民法 1321 条の解釈をめぐる問題との比較において」、木村和成氏「大審院（民事）判決研究の可能性と課題」
- 14 年 11 月 1 日 商法研究会：高橋慶親氏「ライツオフリングの現状と今後」、山田泰弘氏「判例評釈 大阪地判平成 24 年 6 月 29 日金判 1399 号 52 頁（金融商事判例 1451 号 2 頁）」
- 14 年 11 月 16 日 「家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証」第 1 回研究会：二宮周平氏「日本における基礎自治体の取組み～協議離婚当事者への情報提供と相談対応ネットワーク、家庭裁判所との連携の可能性」、宋賢鍾氏「韓国の家庭紛争に対応する当事者支援システムの変貌と課題～協議離婚制度を中心として」
- 14 年 11 月 21 日 第 2 回公法研究会：池田恭平氏「震災復興において保障される個人の権利についての憲法からの考察」、品川淳氏「憲法 9 条の自衛権に関する研究」
- 14 年 11 月 21 日 第 4 回民事法研究会：尾方亜里紗氏「約款の拘束力に関する一考察—民法改正を視野に入れて—」、梶本剛将氏「消費者契約法 4 条 1 項 1 号の「不実性」について」、小西啓吾氏「火災保険の継続契約に対する質権設定の効力」
- 14 年 11 月 21 日 国際学術交流研究会：Peter Gottwald 氏「ドイツにおける弁護士の現状」
- 14 年 11 月 28 日 第 4 回民事法研究会：山川絵里香氏「法人後見の機能と可能性の検討」、吉川貴恵氏「韓国における戸主制廃止と家族法改正～男女平等の観点から」、WANG Dan 氏「日中独占禁止法の比較」、上羅翔太氏「日本における婚外子の共同親権制度の導入—父母から養育を受ける子の権利の視点から」、西田尚平氏「不法行為損害賠償請求権の範囲—意思決定介入事例を中心として」
- 14 年 12 月 2 日 税法研究会：青木和納氏「第二次納税義務について～遺産分割協議について～」、植田博文氏「法人税法 22 条 4 項に関する一考察—収益計上基準を中心として—」、浦嶋理恵氏「税法における無形資産の取り扱いと移転価格税制に関する再検討」、梶夏実氏「組織再編税制における包括的否認規定の検討」、亀山涼氏「一時所得と雑所得の意義と範囲—競馬払戻し事案を中心に—」、北田綾子氏「不法行為による被害回復の損害賠償金の非課税所得該当性」、木下優也氏「法人税法 130 条 2 項及び所得税法 155 条 2 項における更正の理由付記の程度について」、沢田浩彰氏「所得税法における債務免除益の課税の一考察」、南野啓太氏「法人税法における低額譲渡課税の一考察」、鷲田拓之「非居住者の国内源泉所得に対する源泉徴収義務の範囲」、神谷大匡「米国州法に準拠する生命保険信託とその課税」、森健太郎氏「第三者に対する重加算税の賦課について」、内海和也氏「所得税法 64 条 2 項における「保証債務の履行のための資産の譲渡」の解釈についての再検討」、新田信義氏「国税通則法 23 条 2 項 1 号にかかる後発の事由に基づく更正の請求についての考察」
- 14 年 12 月 5 日 第 3 回公法研究会：片保涼介氏「近世日本の刑事法における高齢者—唐・明律の影響—」、渡部大氏「裁判における数量的分析とその有効性～株式買取請求権を素材に～」

- 14 年 12 月 6 日 商法研究会：村田敏一氏「会社法の解釈と法概念の統一性」、島田志帆氏「判例研究 株主による取締役会議事録閲覧請求が認められた事例（大阪高決平成 25 年 11 月 8 日判時 2214 号 105 頁）」
- 14 年 12 月 9 日 第 1 回刑事法研究会：興石美里氏「自殺幫助罪の歴史と理論」
- 14 年 12 月 11 日 第 1 回刑事法研究会：孫文氏「近代中国刑法における故意概念の展開—犯罪体系の中日比較のために」、山本和輝氏「正当防衛の正当化根拠論について—法確証原理の再検討を中心に」、鷲塚睦美氏「少年司法における犯罪被害者についての一考察—子どもの成長発達権と健全育成の視点から—」
- 14 年 12 月 18 日 特別講演会：山本愛一郎氏「新たな方向を模索する欧州連合の開発援助」
- 14 年 12 月 23 日 第 4 回公法研究会：王一晨氏「拡大生産者責任の法制度について—日・中・米に対する比較研究により」
- 15 年 1 月 10 日 商法研究会：竹濱修氏「自動車保険における告知義務違反と因果関係不存在等」、藤嶋肇氏「(判例報告)株主との合意による自己株式の取得に係る瑕疵の治癒を認めた事例（大阪地判平成 25 年 4 月 16 日金融商事判例 1434 号 50 頁・大阪高判平成 25 年 9 月 20 日金融商事判例 1434 号 56 頁）」
- 15 年 1 月 30 日 第 1 回政治学研究会：村上剛氏「候補者の民族背景が有権者の認知・投票行動に与える影響—カナダと日本の比較」
- 15 年 2 月 3 日 「日本の最高裁判所-最高裁判決と制度的・人的構成の関係」第 3 回研究会：佐藤幸治氏「立憲主義と最高裁」
- 15 年 2 月 3 日 第 6 回民事法研究会：山田希氏「保証契約に関する最近の裁判例の動向（錯誤無効等に関する裁判例など）について—債権法改正の動向（個人保証の制限や情報提供義務など）も踏まえつつ」
- 15 年 2 月 7 日 博士論文公聴会：犬飼久美氏「退職金課税の再検討—歴史的変遷と株式報酬型ストックオプションの課税問題を中心に—」
- 15 年 2 月 7 日 商法研究会：村上康司氏「MBO と取締役の義務・責任（神戸地判平成 26・10・26 金融・商事判例 1456 号 15 頁）」、小野里光広氏「取締役の債権者に対する義務をめぐるイギリス法の展開」
- 15 年 2 月 18 日 第 3 回国際平和セミナー：Ingo KARSTEN 氏「ヨーロッパにおけるドイツの役割」
- 15 年 2 月 26 日 第 2 回政治学研究会：小堀眞裕氏「オーストラリアの二院制と選挙について」
- 15 年 2 月 28 日 「家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証」第 2 回研究会：二宮周平氏「家事調停における合意解決の促進～調停の機能と方針の検討」
- 15 年 3 月 7 日 商法研究会：土岐孝宏氏「麻薬等吸引運転免責条項の解釈」、瀬谷ゆり子氏「組織に関する訴えの認容判決が詐害判決である場合の再審の可否」
- 15 年 3 月 15 日 退職記念講演：山名隆男氏「税務訴訟の憂鬱」
- 15 年 3 月 19 日 第 7 回民事法研究会：Sara Landini 氏「イタリア私法の基本原理—法源の複雑さの中で」



立命館ロー・ニュースレター

第78号 (2015年3月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl>